

小松加賀環境衛生事務組合一般廃棄物処理施設
技術管理者の資格を定める条例

平成 25 年 3 月 8 日
条 例 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 21 条第 3 項の規定に基づき、本組合が法第 6 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。

(技術管理者の資格)

第 2 条 法第 21 条第 3 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門，水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって，1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学，薬学，工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後，2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学，薬学，工学，農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後，3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学，薬学，工学，農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後，4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学，薬学，工学，農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後，5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科，化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後，6 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学，工学，農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後，7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 管理者が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認める者
(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は，管理者が別に定める。

附 則

この条例は，平成25年4月1日から施行する。